

各医療機関の長様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長
(公印省略)
高松市保健所長
(公印省略)

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について

日ごろから、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

MERSについては、持続的なヒト-ヒト感染は見られないものの、本年5月11日に韓国において発生した輸入症例については、明らかな接触歴がなかったこと等から診断が遅れたことや、医療機関における院内感染対策の不徹底等により、医療従事者や同じ病棟の患者やその家族に二次感染が多数発生しています。

つきましては、院内感染対策を徹底するとともに、次の「感染が疑われる患者の要件」に該当する患者を診察した場合は、直ちに最寄りの保健所にご連絡をお願いします。

今後とも、本県の感染症対策に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

◆感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア. 38度以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ. 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴(例:未殺菌乳の喫食)があるもの

ウ. 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

※対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国

※保健所へのご連絡をお願いする患者は、ア、イ又はウの要件に該当する者としませんが、MERS確定患者又はラクダとの接触歴がない場合も含まれる点にご留意願います。

※参考ホームページ

■厚生労働省ホームページ「中東呼吸器症候群(MERS)について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mers.html>

■香川県感染症情報「医療機関の方へ」の「感染症法の届出など」

http://www.pref.kagawa.jp/yakumukansen/iryuu_oshirase.htm#youshiki

(2014年7月25日)

国立感染症研究所感染症疫学センター
 国立国際医療研究センター病院国際感染症センター

はじめに

本稿では、中東呼吸器症候群 (MERS) (以下「MERS」という。)・鳥インフルエンザ (H7N9) (以下「H7N9」という。) の疑似症患者と患者 (確定例) に対して行う院内感染対策の概要について、これまでに明らかになっている情報に基づいて記載する (1) 2) 3)。これらは現時点での暫定的な推奨であり、今後得られる情報に応じて適宜改訂していくものである。

なお、MERS・H7N9 の疑似症患者と患者 (確定例) の届出基準は以下のホームページを参照されたい。

- ・厚生労働省「感染症法に基づく医師の届出のお願い」
- ・中東呼吸器症候群 (MERS)
- ・鳥インフルエンザ (H7N9)

MERS・H7N9 の疑似症患者、患者 (確定例) に対して推奨される院内感染対策

- 外来では呼吸器衛生/咳エチケットを含む標準予防策を徹底し、飛沫感染予防策を行うことが最も重要と考えられる。入院患者については、湿性生体物質への曝露があるため、接触感染予防策を追加し、さらにエアロゾル発生の可能性が考えられる場合 (患者の気道吸引、気管内挿管の処置等) には、空気感染予防策を追加する*。
 *具体的には、手指衛生を確実に行うとともに、N95 マスク、手袋、眼の防護具 (フェイスシールドやゴーグル)、ガウン (適宜エプロン追加) を着用する。
- 入院に際しては、陰圧管理できる病室もしくは換気の良い個室を使用する。個室が確保できず複数の患者がいる場合は、同じ病室に集めて管理することを検討する。
- 患者の移動は医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には可能な限り患者にサージカルマスクを装着させる。
- 目に見える環境汚染に対して清拭・消毒する。手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を行う。使用する消毒剤は、消毒用エタノール、70 v / v % イソプロパノール、0.05 ~0.5 w / v % (500~5,000 p p m) 次亜塩素酸ナトリウム等。なお、次亜塩素酸ナトリウムを使用する際は、換気や金属部分の劣化に注意して使用する。
- 衣類やリネンの洗濯は通常の感染性リネンの取り扱いに準ずる。
- MERS・H7N9 の疑似症患者または患者 (確定例) と必要な感染防護策なしで接触した医療従事者は、健康観察の対象となるため、保健所の調査に協力する。MERS の健康観察期間は最終曝露から 14 日間、H7N9 の健康観察期間は最終曝露から 10 日間である。なお、H7N9 に関しては、必要な感染防護策なく接触した医療従事者には抗インフルエンザ薬の予防投与を考慮し、投与期間は最後の接触機会から 10 日間とする。

<文献>

1. 中東呼吸器症候群 (MERS) のリスクアセスメント (2014年6月9日現在)
 (国立感染症研究所)
2. 鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルスによる感染事例に関するリスクアセスメントと対応 (2014年3月28日現在) (国立感染症研究所)